

被扶養者検認調書

提出期限：令和8年11月30日共済組合必着

対象期間：令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

記載例

1 組合員に関する項目

所属コード	E00000	所属所名	〇〇小学校	
組合員等記号・番号	公立徳	1234567	組合員氏名	公立 太郎
住所	〒 770-8041 徳島県 徳島市 万代町1丁目1番地			

2 検認対象者に関する項目

氏名	公立 三郎	続柄	長男	生年月日	平成11年4月1日	性別	男	年齢	27
組合員との世帯別	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 海外居住	住民票住所(別居時記入)	〒 101-0062 東京都 千代田区 神田駿河台2丁目9番5						
組合員と別居している場合は、生活費等の送金状況(下記欄に対象期間(R7.10.1~R8.9.30)の送金の事実が確認できる書類(振込明細書の写し)を添付してください。海外居住している場合は、居住している国名と理由を「住民票住所」欄に記載してください。									
送金状況	1月あたり	40,000	円	組合員以外の者からの送金	☐ 有 ☒ 無	1月あたり		円	

3 検認対象者の収入に関する項目

収入・所得の種類 (該当するものすべて選択)	年間収入額 (無収入の場合、0を記入)	添付書類及び注意事項
☒ 給与	800,000	円 ・対象期間に支給された給与明細または事業主作成の給与支払証明書 ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
☐ 事業 収入 ☐ 不動産収入 ☐ 農業 収入 ☐ 株式等収入		円 ・確定申告書の写し
☐ 老齢年金 ☐ 障害年金 収入 ☐ 厚生年金収入		円 ・最寄りの年金事務所の写し
☐ 個人年金 収入 ☐ 企業年金収入		円 ・保険会社からの年金証書等の写し
対象期間年間収入計	800,000	円 ※内容によっては追加で書類提出を依頼する場合があります。

4 他の扶養義務者の収入(他の扶養義務者が被扶養者認定されている場合は回答不要です。)

他の扶養義務者が被扶養者認定されていない場合は必ず回答して下さい。

対象者	組合員の子	父または母	左記以外 (兄弟、孫等)
他の扶養義務者	組合員の配偶者	対象の被扶養者の配偶者	対象の被扶養者の父母等

他の扶養義務者の有無	☒ 有 ☐ 無	他の扶養義務者氏名	公立 花子	他の扶養義務者の収入の有無	☒ 有 ☐ 無
他の扶養義務者の健康保険の加入の有無		☐ 有 ☒ 無	加入している健康保険		

対象期間内の他の扶養義務者の収入をすべて記入してください。

☒ 給与収入	500,000	円	☐ 老齢、障害 厚生、個人、企業年金		円
☐ 自営業、農業 不動産、株収入		円	☐ その他		円

上記の記載内容のとおり申告します。

公立学校共済組合徳島支部長殿
令和 8 年 10 月 30 日

組合員氏名 公立 太郎

(印)
(自署の場合省略可)

上記の記載事項は相違ないものと認めます。

令和 8 年 10 月 30 日

職名 〇〇小学校 校長
所属所長 氏名 阿波 次郎

所属所受付年月日
令和 8 年 10 月 30 日
受付 R8.10.30
令和 年 月 日

被扶養者認定基準月額(認定基準年額)について

被扶養者の認定については、以下の認定基準を満たしていることが条件となります。

60歳未満の者	◆月収108,334円以上(総収入)を3か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額130万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額3,612円未満
19歳以上23歳未満の者 (配偶者を除く) [その年の12月31日時点の年齢]	◆月収125,000円以上(総収入)を3か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額150万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額4,167円未満
60歳以上 または障害年金受給者	◆月収150,000円以上(総収入)を3か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額180万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額5,000円未満

提出書類について

検認対象者については、以下の書類を提出してください。
(必須書類および※は原本提出コピー可)

	提出書類	備考
必須	被扶養者検認調書	
	同意書または令和8年度分市区町村発行の課税(非課税)証明書	
状況に応じて提出	給与収入がある者	
	給与明細(令和7年10月支給分～令和8年9月支給分)または事業主が作成した給与支払証明書(※)	明細書に支給日の記載がない場合は、支給日がわかる書類(通帳の写し等)を合わせて提出
	雇用契約書または労働条件通知書(直近分)	
	老齢年金・障害年金・遺族年金受給者	
	最新の年金額等改定通知書	対象期間内に年金受給開始した者については、年金証書を提出
	その他年金(企業年金・個人年金・共済年金等)受給者	
	年額の年金額がわかる証書等	
	事業・営業・農業・不動産収入がある者	
	令和7年確定申告書(第一表・第二表)収支内訳書または所得税青色申告決算書	
	株・配当金等収入がある者	
	令和7年確定申告書(第一表・第二表)及び収支内訳書	確定申告をしていない場合は特定口座年間取引報告書等年間の取引がわかる書類を提出
	学生の者	
	在学証明書(※)	令和8年4月1日以降に発行した証明書に限る 高校生の場合は学生証のコピーでも可
	被扶養者と別居している場合	
	仕送りとして送金額が記載されている書類(ATMの利用明細票、通帳の写し、現金書留の本人控え等)	手渡し等での仕送りは不可 第三者がみて、「送金していること」と「送金額」が確認できる書類を提出
	他に扶養義務者(被扶養者認定されていない配偶者および父母兄弟等)がいる場合	
	組合員の源泉徴収票および 他の扶養義務者の課税証明書(直近分)	他の扶養義務者が、個人事業主等の場合は確定申告書および収支内訳書も併せて提出 他の扶養義務者が、他共済組合員の場合は源泉徴収票でも可 他の扶養義務者が、公立学校共済組合員の場合は不要
	同居要件を要する被扶養者(伯(叔)父母、甥姪、義父母等)がいる場合	
	世帯全員が記載されている住民票	直近1か月以内に発行されたものに限る
	人手不足等による労働時間延長等により一時的に認定基準額を超過した場合	
	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	基本給、手当の新設、労働契約における労働時間・日数が増加した場合など、今後も引き続き収入が増えることが分かっている場合は「一時的」とは認められない 給与収入がある者のみが対象 また、審査内容によっては、証明書を提出したとしても認定取消になる場合あり